

庄内広域水道企業団公正入札調査委員会設置要綱

令和8年4月1日

告示第11号

(設置)

第1条 庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事等の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、企業団公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、建設工事等について入札談合に関する情報があった場合に次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- (1) 事情聴取の実施、入札の延期その他入札談合があった場合の対応に関すること。
- (2) 公正取引委員会への通報に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織し、構成員は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 事務局長
- (2) 副委員長 技監
- (3) 委員 総務課長兼契約検査室長、鶴岡事務所長、酒田事務所長

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、会議に出席し、前条各号に掲げる事項について調査、審議する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の企業団職員を委員会の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課契約検査室において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。